

# 「いじめ防止基本方針」



(平家の里)



八代市立泉第八小学校

令和6年4月改訂

## 【 目 次 】

1	本校のいじめ防止基本方針について	1
2	本校のいじめの防止等に関する基本的考え方	1
	(1) いじめのとらえ方	1
	(2) いじめの未然防止について	2
	(3) いじめの早期発見について	3
	(4) いじめに対する措置について	3
	(5) 家庭や地域住民との連携について	3
	(6) 関係機関との連携について	3
3	本校におけるいじめ等の実態	4
	(1) いじめの認知件数	4
	(2) 不登校生徒数の推移	4
	(3) いじめ問題等の実態	4
	(4) 学校評価より	4
4	本校におけるいじめの防止等のための取組	4
	(1) いじめの防止等の対策のための組織	4
	(2) いじめの未然防止のための取組	5
	(3) いじめの早期発見のための取組	6
	(4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画	6
	(5) いじめに対する措置	7
	(6) いじめの解消	9
	(7) いじめへの対処の流れ	10
	(8) いじめの防止等への取組の評価	11
5	重大事態への対処	11
6	基本方針の見直し及び公表	11

## 1 本校のいじめ防止基本方針について

八代市立泉第八小学校では、「いじめ防止対策推進法」第13条に規定されている「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」に基づき、次のような基本理念をもって、いじめの防止等の対策に積極的に取り組む。

### 〈いじめの防止等の対策に関する基本理念〉

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

泉第八小学校では、教師自ら児童一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接することで児童との信頼関係を築き上げ、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校総体として「いじめ」を未然防止するという強い決意のもと、「泉第八小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 本校のいじめの防止等に関する基本的な考え方

### (1) いじめのとらえ方

いじめの未然防止のためには、「いじめはどの学校にも起こりうる」「いじめはどの子供にも起こりうる」「いじめは心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」「いじめは人権に関わる重大な問題である」との意識をもち、全ての教職員、保護者、児童そして地域の方々がそれぞれに果たすべき役割を自覚しなければならない。また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」や「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように注意をはらう必要がある。

いじめ防止対策推進法では、「いじめ」次のように定義している。

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ」にあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- ・いじめられた児童の立場に立って見極めることに留意する。
- ・本人がいじめられたことを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察することに留意する。
- ・いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校いじめ対策組織」を活用する。
- ・学校の内外を問わず当該児童が関わっている仲間、集団等に留意する。
- ・ケンカやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目する。
- ・インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえ適切に対応する。
- ・好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。ただし、法が定義するいじめに該当するので、事案を法第22条の「学校いじめ対策組織」へ情報提供する。

## (2) いじめの未然防止について

いじめの未然防止のためには、いじめを許さない、人権が尊重される学級及び学校づくりの推進が必要である。そのために、本校では重点項目として次の3点について取り組む。

- ① 日々の授業において「めあて」と「まとめ」、「振り返り」を明確にした「分かる授業」を展開し、児童一人一人の自己有用感を高める。
- ② 人権教育を根幹に据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、心の通う人間関係を構築する能力を育成する。
- ③ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる機会、自己有用感や自己肯定感を感じられる体験の場等を学校と地域が連携協力して設ける。

### (3) いじめの早期発見について

早期発見は、迅速な対処の前提であり、児童に関わる全ての大人が連携し、ささいな変化に気付く力を高めることが必要である。また、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応していくことも必要である。併せて、ほんのささいな兆候であってもいじめを疑い、早い段階からの的確に関わりをもち、積極的に認知することが大切である。

そのために、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等によって、児童がいじめを訴えやすい校内体制を整えるとともに、家庭や地域と連携して児童を見守っていく。

### (4) いじめへの対処について

いじめが認知された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保し、詳細を確認した上で組織的な対応を行う。

そのため、校長がいじめ防止等の対策のための「いじめ防止委員会(全職員)」を設置する。また、重大事案については「泉八小いじめ対策プロジェクトチーム」を招集し、家庭や教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応する。

いじめの解決は、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終息させることはできない。いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまで、継続して対処する。

### (5) 家庭や地域住民との連携について

学校と児童、保護者、育栄会等、地域との信頼関係を築き、円滑な連携を図る。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、PTA総会や学校運営協議会、地域の行事など地域住民も参加する会合では、情報を求めたり相談等をしたりしながらいじめの未然防止、早期発見、対処等に取り組む。

### (6) 関係機関との連携について

平素から、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、情報集約担当者を窓口担当者として、情報共有体制を構築しておく。いじめの事案が、犯罪行為に抵触すると判断した場合は、速やかに市教育委員会及び警察に情報を提供するとともに、連携してその解決にあたる。

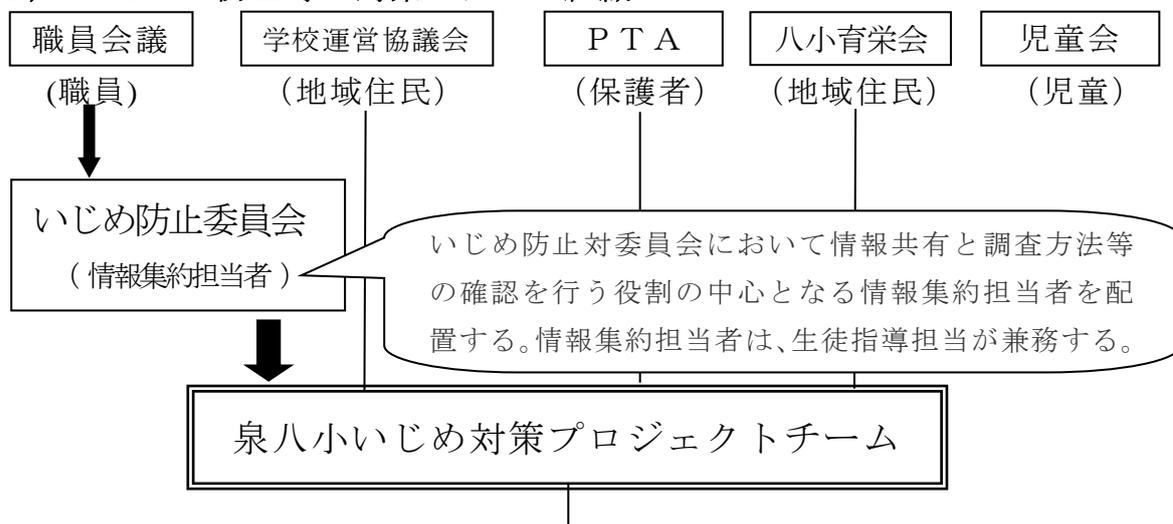
### 3 本校におけるいじめ等の実態

- (1) いじめの認知件数
- (2) 不登校児童数の推移
- (3) いじめ問題等の実態
- (4) 学校評価より

※過去3年間、本校で実施した児童のアンケート調査や個人からの聞き取り及び観察においては、「いじめ」「不登校」等の発生はない。また学校評価についても同様である。発生はないが、いつ発生しても不思議ではないという認識のもと、対応していく。

### 4 本校におけるいじめの防止等のための取組

#### (1) いじめの防止等の対策のための組織



(構成メンバー)  
校長、情報集約担当者、学校運営協議会長、PTA会長、育栄会会長

日頃から「いじめ問題」について密に情報を交換し合うとともに、本校の現状についてお互いに共通理解を図る。

重大事態発生の疑いに係る情報があった場合は、緊急にプロジェクトチームを招集し、情報の迅速な共有、関係児童や保護者へのいじめ事案の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と他保護者との連携など組織的に対応する。

重大事態となるいじめにあたるか否かの判断において、特に次の点に留意する。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・年間30日以上の不登校状況が見られる場合
- ・児童や保護者から申立てがあった場合

## (2) いじめの未然防止のための取組

### ①居場所づくり（わかる授業）

校内研修テーマ「極少人数・複式学級において主体的・対話的に学ぶ子供の育成～様々な対話における授業づくりを通して～」を目標に、一人一人の児童が輝く授業の充実に努める。その際、タブレットや電子黒板、遠隔授業を有効に活用し、個に応じた授業づくりを行い、わかる授業の創造を目指す。

### ②人権教育

「人権教育は全ての教育の基本である」という認識の基、特別の教科道徳、人権集会、児童を主体とした活動等を中心に、人権意識の高揚と一人一人の人権を尊重しようとする実践力や行動力を育てる。

### ③道徳教育の充実

「正義感や公正さを重んじる心」や「他人を思いやる心」「命の大切さ」などの道徳性を育み、道徳的实践力を育成するため、道徳の授業を中心として学校教育活動全体を通じて取り組む。

### ④児童会活動の充実

各学級で「いじめ撲滅」について話し合い、全校児童で「八小いじめ撲滅宣言文」を協働作成し、学校全体の人権意識を高める。

### ⑤小中一貫・連携教育の取組

「いずみ学園」として泉小中学校との交流を深め、積極的に連携及び情報交換を図り、中学校入学に向け中1ギャップの解消を目指すとともに、人間関係形成能力を育成する。

### ⑥体験活動の充実、絆づくりの実践

「縦木学」として行う稲作体験、親子キャンプ、縦木天満宮大祭児童神楽奉納等の本校の特色ある体験学習を通して、自然や故郷を愛し、地域や学校を守り支えてきた地域の方々に感謝する心情を育む。

### ⑦心のきずなを深める月間の取組

八代市教育委員会の設定する「心のきずなを深める月間」及び「命を守る月間」に沿った取組を行い、人権意識、規範意識、情報モラル等についての講話及び授業を実践する。

### ⑧「命を大切にする心」を育む指導プログラムの活用

本指導プログラムに基づき、児童の実態等に応じて、各学年の道徳の時間、学級活動、各教科等を組み合わせたユニットを構成し、「命を大切にする心」を育む指導を行う。

### (3) いじめの早期発見のための取組

#### ①アンケート及び日々の観察、教育相談の実施

##### ○子供たちのSOSを見逃さない

毎週金曜日を「子供を見つめる日」に設定し、職員朝会で児童に関する気付きを出し合い、情報共有を図る。

毎月11日を「心のアンケートの日」に設定し、児童にアンケートを行う時間を確保し、担任、生徒指導、管理職で確認し、適時教育相談を行う。

毎年11月～12月にかけて実施する「心のアンケート（楽しい学校生活を送るために）」を活用し、児童の実態及び現状を探る。

小規模校の特色を活かし、全職員が全児童を日常から注意深く観察し、必要に応じて教育相談を実施する。

#### ②特別支援教育の視点から

##### ○「通常学級における特別支援教育の視点からのアプローチ」

全ての子供が学びやすい環境づくりを目指して、児童理解に基づく「授業のユニバーサルデザイン化」を図る。

状況の理解や相手への気遣いが十分できず、良好な人間関係が築けない児童がいる場合、原因を適切に捉え良好な関係が築けるように適時指導を行う。

### (4) いじめの未然防止、早期発見関連の年間計画（題材の後に記す数字は学年）

	学校行事	道徳	人権学習	学活
4月	入学式 家庭訪問			
5月	見知り遠足 集団宿泊教室			楽しいクラス2
6月	田植え	消えたマイケル5 ハムスター2		
7月	※親子キャンプ			
8月				
9月	運動会	はしのうえのおおかみ2		
10月	稲刈り・脱穀 開校記念行事		いなかの子だから3	

11月		くばられたあたたかい心1 今わたしのできること4	くやしかったこと2 食べることは、生きること4	
12月	人権集会		手紙をくれたあなた達に6	友だちを大切にしよう1 みんなのいいところを知ろう3~6
1月	もちつき どんどや・もぐらうち		私は強く生きる5	
2月		命のおにぎり5	いやだったこと1	
3月	卒業式	かなえさんの決心6		

## (5) いじめに対する措置 ～「いじめ」が発覚したら～

### ①いじめについての事実確認

いじめの早期発見、早期対応で大切なことは、正確な情報を収集し、その情報をもとに当該児童がどのような状況にあるのか、学校全体で共通認識をもつことである。事実確認を行う場合、次の点に留意する。

- ア いじめられた児童の立場に立ち、いじめられた児童の気持ちを尊重する。
- イ 担任が聞き取りを行い、必要に応じて情報集約担当者も事実確認を行う。
- ウ 最後まで傾聴し、否定せずに事実を確認する。
- エ 推測や伝聞で決めつけをせず、中立的な立場で事実確認をする。
- オ いじめかどうかを一人で判断せず、情報を集め、チームで対応する。
- カ 校長が、状況に応じて「いじめ防止対策委員会（全職員）」を招集し、正確な情報の収集と整理、共有化を図る。
- キ 犯罪行為（触法行為）が疑われる場合は、直ちに警察へ相談・通報を行い、援助を求める。

### ②いじめられている児童への対応

いじめられた児童に対して、「守り抜く」という姿勢を示し、安心感を与え、信頼関係を築くことが大切である。対応する場合、次の点に留意する。

- ア 当該児童が安心して相談できる場を設定する。
- イ 正確な情報を収集し、情報の整理、分析を行う。
- ウ 本人の訴えを真剣に、誠実に、共感的に受け止め、不安の解消を図る。
- エ いじめ解決に向けた決意を伝え、当該児童を徹底して守る姿勢を示す。
- オ 家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、心のケアを行う。

③いじめている児童への対応

- ア 落ち着いて自らの言動を振り返ることのできる場を確保する。
- イ 正確な情報を収集し、情報の整理、分析を行う。
- ウ 自らの言動が相手を傷つけていることに気付かせ、反省を促す。
- エ 相手の人格や人権を尊重することの大切さに気付かせ、行動化に導く。
- オ 自らの長所を再認識させ、それを生かす生活の在り方を確認する。
- カ 家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等と連携し、心のケアを行う。

④周囲の児童への対応

- ア 周囲の児童から見た正確な情報を収集する。
- イ いじめは決して許されないことであるということを、毅然とした姿勢で指導する。
- ウ いじめられた児童を、支える集団づくりを行う。

⑤いじめを受けた児童の保護者への対応

- ア 家庭訪問を行い、誠意をもって児童の状況を正確に伝え、家庭の協力をお願いする。
- イ 保護者の思いを聞き取り、心中を察しながら今後の指導の方向性と解決への見通しを伝える。
- ウ 情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を適時行う。

⑥いじめた児童の保護者への対応

「いじめの事実があり、そのいじめに我が子が関わっている」という保護者の認識や理解を得ることが最も重要である。

- ア 家庭訪問や来校していただき、校長を中心に複数の教職員で、いじめの事実を直接伝える。
- イ いじめについての事実関係を冷静かつ正確に伝える。
- ウ 一方的に話すことのないよう十分配慮し、保護者の思いも酌む。
- エ 保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- オ いじめられた児童とその保護者に対して、誠意ある態度や行動を示すよう助言する。

⑦保護者全体への対応

- ア 事実に基づく適切な情報を提供し、誤解や動揺が広がらないよう各家庭へ協力をお願いする。
- イ 関係する児童や保護者のプライバシーを尊重するとともに、家庭でもいじめ問題の解決に向けてできることを話し合ってもらおう。
- ウ 指導の方向性と解決への見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

## (6) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」か否かの判断は、少なくとも以下の2つの要件①及び②が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する必要がある。

### ①いじめに係る行為が止んでいること

ア 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、八代市教育委員会又は「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定する。教職員で、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断する。

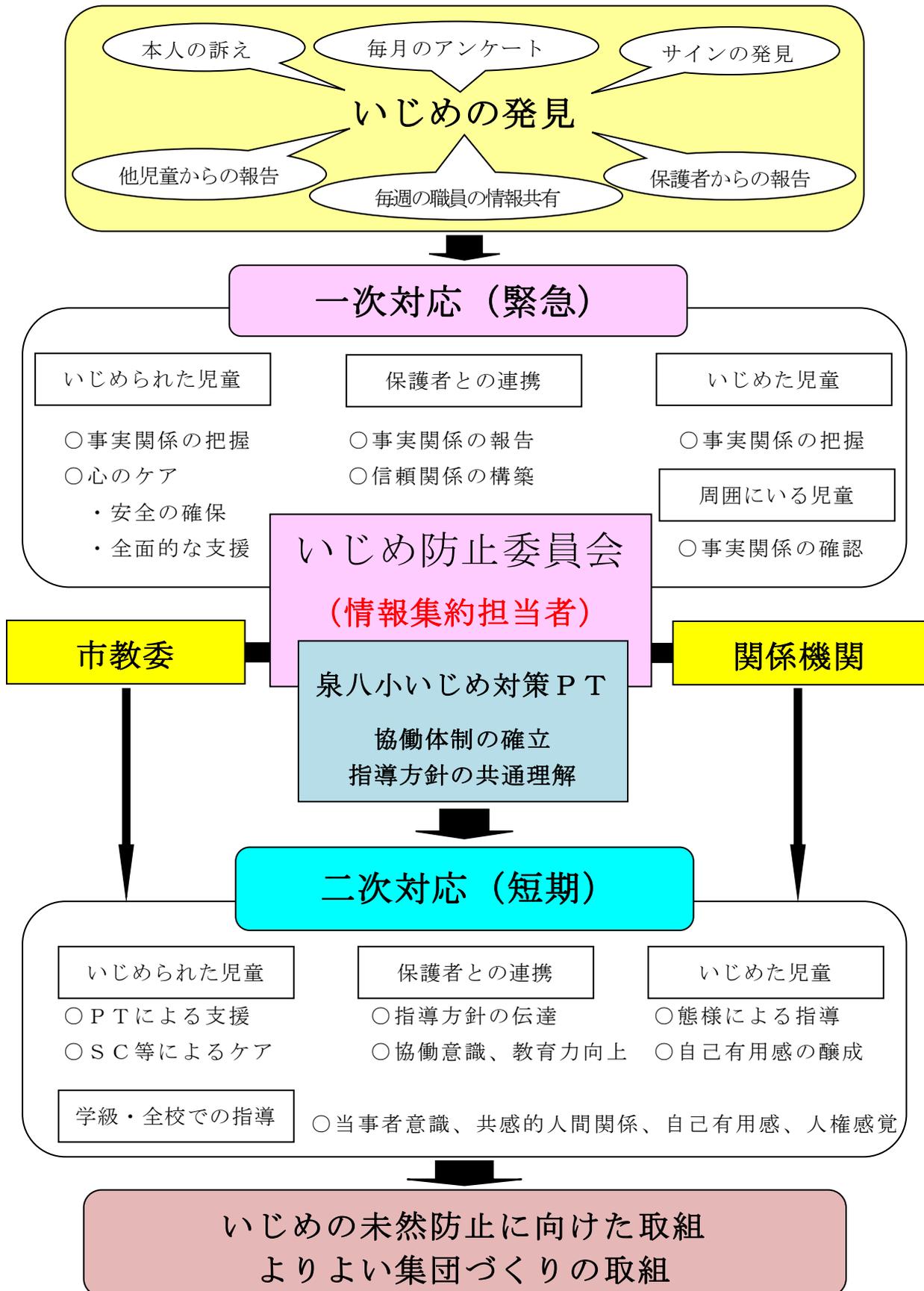
ウ 行為が止んでいない場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。

### ②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

ア いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階にすぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童を、日常的に注意深く観察する。

(7) いじめに対する措置の流れ (図式)



## (8) いじめの防止等への取組の評価について

「いじめ防止対策推進法」第34条

学校の評価を行う場合においていじめ防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

本校においても、学校関係者評価等で適切に実施するものとする。

## 5 重大事態への対処 「いじめ防止対策推進法」第28条参照

(1) 児童の欠席については、その欠席理由にかかわらず全職員が「初期対応」を重要視し、以下のように取り組む。

- 1) 欠席1日目 ～ 電話対応
- 2) 欠席2日目 ～ 家庭訪問
- 3) 欠席3日目 ～ 組織（学校総体）で対応※「愛の1・2・3+1」運動

(2) 児童の欠席の背景に「いじめ」があり、なおかつ継続している場合、「重大事態」と認識して以下のように対応する。

- 1) 市教委等への発生報告
- 2) 調査主体の判断（学校の設置者または学校）
- 3) 調査組織の設置（学校の設置者が構成員を決定する）
- 4) 調査の実施（主として聴き取りによる調査を想定）
- 5) 聴取内容の記載と今後の支援方策の検討
- 6) 当該児童、保護者への情報の適切な提供
- 7) 聴取の結果等を市教委等に報告等

## 6 基本方針の見直し及び公表

本校の「いじめ防止基本方針」の見直しについては、変更すべき内容等が生じた場合、適宜修正を加える。その際、全職員の共通理解はもちろん、全保護者へ公表し周知を徹底することで、いじめ防止等の対策に一層積極的に取り組むこととする。